

山形県指定 山寺雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

指定計画書(新規)(案)

平成30 年 9月

山 形 県

山寺雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書（新設）

1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称
山寺雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域
別添区域説明図のとおり
- (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間
平成30年11月1日から平成40年10月31日まで（10年間）

2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定目的
この区域は、昭和28年から山寺雨呼山鳥獣保護区として鳥獣の保護を図ってきた区域であるが、近年、イノシシの生息数増加、ツキノワグマの大量出没、ニホンジカの県内流入等により、積雪期を除いては農林業被害や人的被害への対応が常に必要な状況となっている。
今回、山寺雨呼山鳥獣保護区は期間満了をもって廃止とし、新たにイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの狩猟に制限を設けない狩猟鳥獣捕獲禁止区域として農林業等の被害軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものである。
- (2) 管理方針
ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
イ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の状況を十分考慮して適切に対応する。

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置
山形市北東部～天童市南東部
イ 地形、地質等
標高1,000m前後の山岳地帯となっており、地質は蔵王火山群溶岩や流紋岩等となっている。
ウ 植物相の概要
県境付近は、ブナ・チシマザサ群落を主とした植生であり、中腹はミズナラ、コナラ等の広葉樹とスギなどの針葉樹が混生している。
エ 動物相の概要
イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

①山形市

ア) 年度別鳥獣被害額

年度	被害面積(ha)	被害量(t)	被害額(千円)
平成28年度	76.3	132.9	39,135
平成27年度	60.2	211.9	36,915

イ) 年度別種別捕獲許可件数

年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	合計	主な被害作物・樹木名等
サル	199	128	108	435	りんご、ぶどう、えだまめ
イノシシ	125	112	490	727	水稲、いちご、ぶどう
ツキノワグマ	34	39	17	90	ぶどう、りんご、おうとう
ニホンジカ	0	0	0	0	
合計	358	279	615	1,252	

②天童市

ア) 年度別鳥獣被害額

年度	被害面積(ha)	被害量(t)	被害額(千円)
平成28年度	53.5	189.7	59,212
平成27年度	53.7	201.2	58,717

イ) 年度別種別捕獲許可件数

年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	合計	主な被害作物・樹木名等
サル	50	30	30	110	おうとう、もも、ぶどう
イノシシ	30	10	21	61	水稲、ねぎ、りんご
ツキノワグマ	18	14	1	33	もも、西洋なし、おうとう
ニホンジカ	0	0	0	0	
合計	98	54	52	204	

5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定及び維持管理に関する事項

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札 8本 (既設0本)

6 参考事項

なし

別表1 山寺雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

◆形態別面積内訳

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	ha 4,061 ha		4,061 ha
林野	ha 3,966 ha		3,966 ha
農耕地	ha 12 ha		12 ha
水面	ha		ha
その他	ha 83 ha		83 ha

◆所有別面積内訳

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha 2,514 ha		2,514 ha
国有林	ha 2,514 ha		2,514 ha
林野庁所管	ha 2,514 ha		2,514 ha
制限林	ha 2,352 ha		2,352 ha
保安林	ha 2,352 ha		2,352 ha
砂防指定地	ha		ha
その他	ha		ha
普通林	ha 162 ha		162 ha
文部科学省所管	ha		ha
国有林以外の国有地	ha		ha
環境省所管	ha		ha
地方公共団体有地	ha		ha
都道府県有地	ha		ha
制限林地	ha		ha
保安林	ha		ha
砂防指定地	ha		ha
その他	ha		ha
普通林地	ha		ha
その他	ha		ha
市町村有地等	ha		ha
制限林地	ha		ha
保安林	ha		ha
砂防指定地	ha		ha
その他	ha		ha
普通林地	ha		ha
その他	ha		ha
私有地等	ha 1,547 ha		1,547 ha
制限林地	ha		ha
保安林	ha		ha
砂防指定地	ha		ha
その他	ha		ha
普通林地	ha 1,547 ha		1,547 ha
その他	ha		ha
公有水面	ha		ha
計	0 ha 4,061 ha		4,061 ha

◆他法令による規制区域

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha		ha
特別地域			
普通地域			
自然公園法による地域	ha 3,505 ha		3,505 ha
特別保護地区			
特別地域	3,312 ha		3,312 ha
普通地域	193 ha		193 ha
文化財保護法による地域	ha		ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載す。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

鳥類

山寺雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
タカ目	タカ科	イヌワシ	EN・天然記念物・国内希少	CR	留鳥
		クマタカ			留鳥
キジ目	キジ科	ヤマドリ	—	—	留鳥
		○ キジ	—	—	留鳥
ハト目	ハト科	キジバト	—	—	留鳥
タカ目	タカ科	トビ	—	—	留鳥
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	—	—	夏鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	—	—	留鳥
スズメ目	モズ科	モズ	—	—	留鳥
	ミソサザイ科	ミソサザイ	—	—	留鳥
	ツグミ科	トラツグミ	—	—	留鳥
	アトリ科	○ マヒワ	—	—	冬鳥
	カラス科	カケス	—	—	留鳥
		○ ハシボソガラス	—	—	留鳥
		○ ハシブトガラス	—	—	留鳥
	シジュウカラ科	○ コガラ	—	—	留鳥
		○ ヤマガラ	—	—	留鳥
		ヒガラ	—	—	留鳥
		○ シジュウカラ	—	—	留鳥
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	—	—	留鳥
	ウグイス科	○ ウグイス	—	—	留鳥
	ヒタキ科	コルリ	—	—	夏鳥
○ ノビタキ		—	—	夏鳥	
カワガラス科	カワガラス	—	—	留鳥	
スズメ科	○ スズメ	—	—	留鳥	
ホオジロ科	ホオジロ	—	—	留鳥	
合計	7目	18科	26種		

(別表3)

獣類

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
サル目	オナガザル科	○ ニホンザル	—	—	
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ	—	—	
		ホンドキツネ	—	—	
	イタチ科	アナグマ	—	—	
	ジャコウネコ科	○ ハクビシン	—	—	
ウシ目	クマ科	○ ツキノワグマ	国際希少	—	
	ウシ科	○ ニホンカモシカ	特別天然記念物	要注目	
		イノシシ科	○ イノシシ	—	—
	シカ科	ニホンジカ	—	—	
ネズミ目	リス科	○ ニホンリス	—	NT	
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—	—	
合計	5目	10科	11種		

(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成30年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2003)
CR: 絶滅危惧ⅠA類、 EN: 絶滅危惧ⅠB類、 VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物: 文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。